

隠れた増税

なにかと話題が多い「後期高齢者医療制度」ですが、その中で「隠れた増税」ということがよく取り上げられています。健康保険料が従来の口座振替や窓口での納付に変えて、年金から直接差し引かれる「天引き」が結果的に世帯の増税になるということのカラクリについて検証していきたいと思えます。

- 年金から天引きされる場合とは
次の要件に該当する場合には、健康保険料が年金から天引きされます。
 - ・ 年間の年金収入額が18万以上
 - ・ 介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超えていない など
- 所得控除(社会保険料控除)の要件
「その年に本人又は生計を一にする配偶者や親族の負担すべき社会保険料(健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料等)を**支払った場合**には、その**支払った金額**を所得から控除する」と税法上は規定されています。
例えば、世帯主である息子が75歳以上の両親と同居しているケースでは、従来、息子が世帯の健康保険料を負担し、息子の所得から控除されていたのが、制度改正により、両親の保険料が両親の各々の年金から天引きされるので、**支払ったのはあくまで両親**ということになり、両親の所得から控除されるが、息子の所得からは控除できないこととなります。
- 具体例
 <前提>
 - ・ 本人(息子)：個人事業者 所得金額700万円
 - ・ 扶養家族：妻(専業主婦)、子供2人(16歳未満)
 - ・ 両親(75歳以上、年金収入 各々80万円)
 - ・ 本人家族の国民健康保険料 60万円、国民年金保険料 34万円
 - ・ 両親の後期高齢者医療制度保険料 8万円

<税額計算>

◆後期高齢者保険料を息子が負担した場合	◆後期高齢者保険料を天引きの場合
所得税 273千円	所得税 289千円
住民税 386千円	⇒ 住民税 394千円
計 659千円	計 683千円
合計24千円の増税に!	

※両親は、年金収入のみの為、保険料の控除の有無に関係なく元々税金がかからないので、息子の所得控除が減少する分、世帯単位では増税となってしまふ。

4. 口座振替への変更

天引きによって上記のように事実上の増税となってしまうので、批判をかわす為に一部手直しが行われ、次の要件に該当すれば申請により、世帯主である子供などの口座から振替ができるようになりました。

- ① 過去2年間、国民健康保険料の滞納をしていないこと。
- ② 年金収入が180万円未満で、保険料を肩代わりできる世帯主である子供や配偶者がいること。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [: nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

